

○建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 新旧対照表

新		旧	
1 総則 1. 1 目的 省略 1. 2 適用の範囲 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『愛媛県土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用する。		1 総則 1. 1 目的 省略 1. 2 適用の範囲 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『愛媛県土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用する。	
【解説】 省略		【解説】 省略	
実施手順	受注者の実施項目	実施手順	受注者の実施項目
	①工事打合せ簿の提出 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」項目 ②機器の準備 ・「撮影」に関する機器 ・「配信」に関する機器 ③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施と記録		①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」項目 ②機器の準備 ・「撮影」に関する機器 ・「配信」に関する機器 ③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施と記録
図1-1 受注者の実施項目 (1)段階確認～(3)立会 省略		図1-1 受注者の実施項目 (1)段階確認～(3)立会 省略	

1. 3 工事打合せ簿の提出

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、**工事打合せ簿**及び添付資料に次の事項を記載し、監督員と**協議**しなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様

【解説】

(1)、(2) 省略

(3) _____

1. 4 監督員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督員による監督の実施項目は、次の図1-2に示すとおりとする。

【解説】 省略

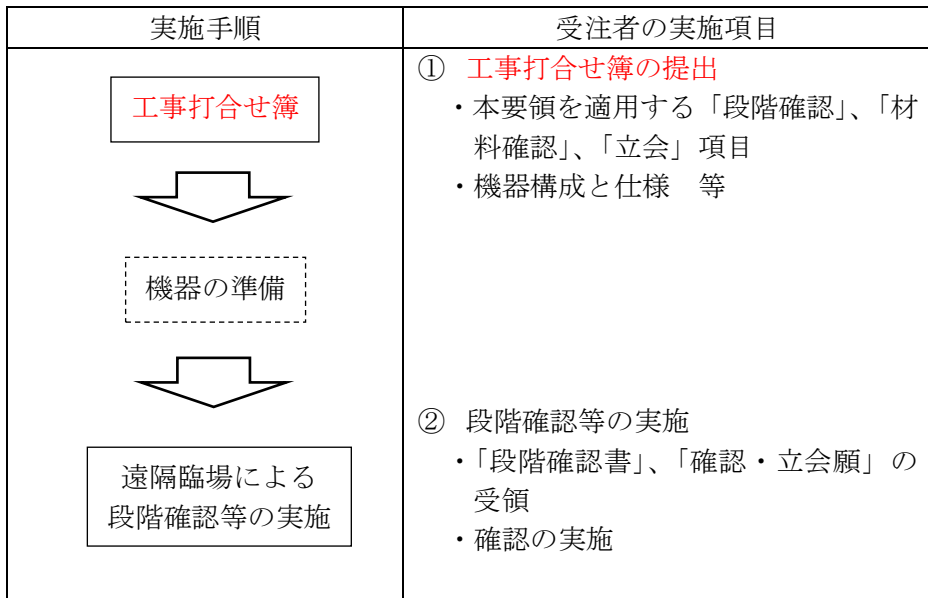


図1-2 監督員の実施項目

1. 3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、**施工計画書**及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の**確認**を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) **段階確認等の実施**

【解説】

(1)、(2) 省略

(3) **段階確認等の実施**

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」、「立会」の実施方法を記載する。

1. 4 監督員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督員による監督の実施項目は、次の図1-2に示すとおりとする。

【解説】 省略

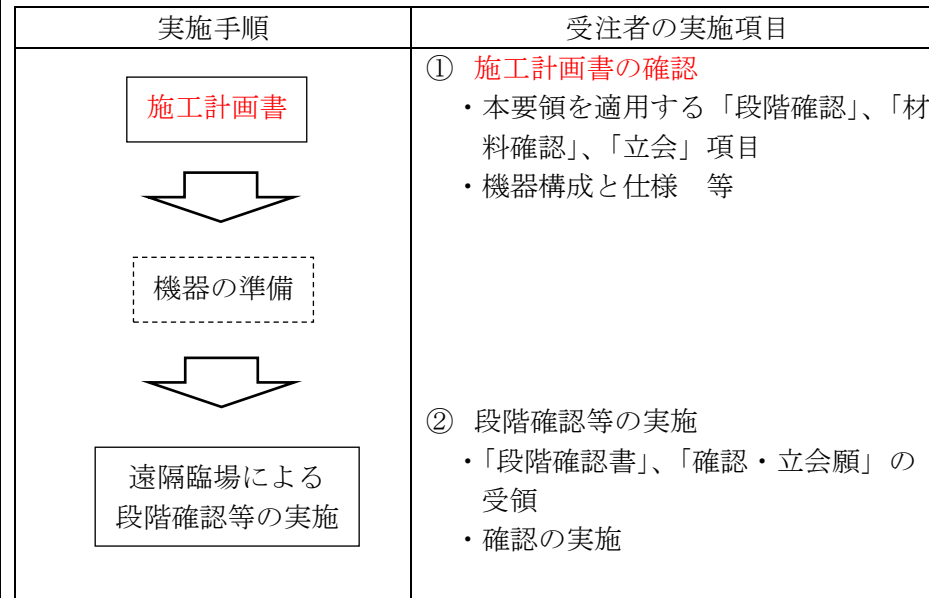


図1-2 監督員の実施項目

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様～4. 留意事項 等 省略

附則

本要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様～4. 留意事項 等 省略

附則

本要領は、令和3年10月1日から施行する。